

年金記録の訂正手続の創設について②

1. 第三者委員会で審議中の事案の新たな訂正手続への引継ぎ

【総務省から厚生労働省への事案の引継ぎ】

- 年金記録確認第三者委員会の業務終了時期(H27.3.31)において調査審議中の確認申立事案については、調査審議を引き継ぎ、訂正の要否を判断する必要から、厚生労働省の新たな訂正手続への引継ぎを行う。

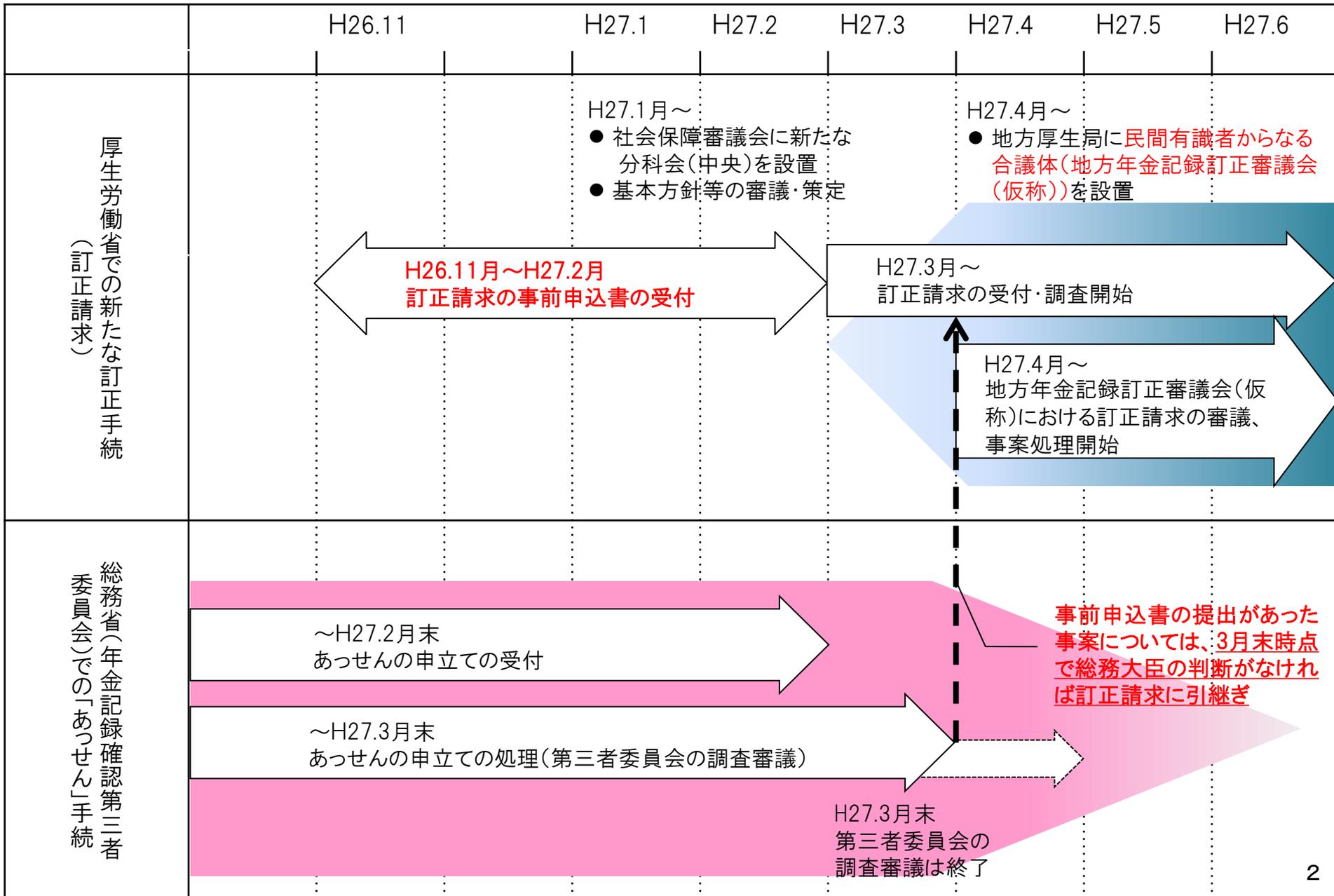
【引継ぎの考え方】

- 年金記録確認第三者委員会で審議中の確認申立事案について、ご本人の同意を得て、新たな訂正手続に引き継ぐことができることとする。
- その際、訂正請求書の出し直しや事案調査のやり直しなど、ご本人に不利益・ご不便が生じないよう、できる限り簡便な方法により新たな手続に円滑に引き継ぐ。

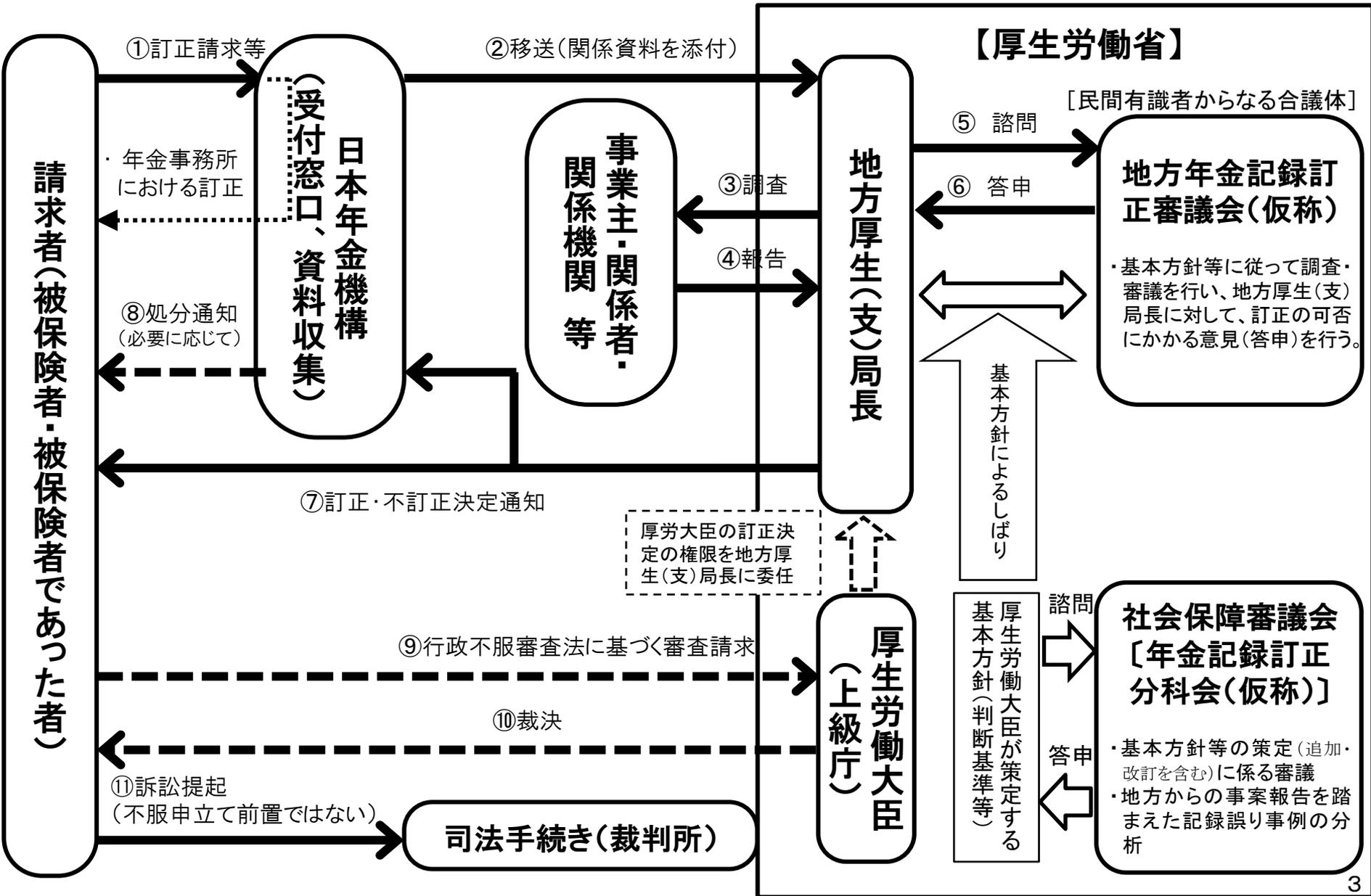
【具体的な引継方法】

- 本年11月1日から平成27年2月28日までの間、総務大臣への確認申立を受け付ける際に、新たな訂正手続(訂正請求)の事前申込書を、ご本人の希望を確認した上で受付。
- 同年3月1日、事前申込書の提出がされている確認申立事案について、訂正請求として受け付け、平成27年3月31日時点で総務省で調査審議中の事案について、厚生労働省に引継ぎ。
 - ※ ご本人の請求書の出し直し、調査のやり直しは行わない。関係資料は厚生労働省に引継ぎ。
- 同年4月1日から、地方厚生局に設ける民間有識者からなる合議体(地方年金記録訂正審議会(仮称))において審議開始。

年金記録の訂正手続の施行、総務省の確認申立事案の円滑な引継ぎについて(案)



年金記録の訂正手続の流れ



2. 第三者委員会における過去のデータ・関連蓄積資料の取扱い

第三者委員会が保有している確認申立てに係る情報については、大きく以下の2つがある。

- ① あっせん文等の内容を収録している事案情報データ
- ② 調査で取得した関連資料

(1) 事案情報データ

総務省から事案情報データについてそのまま提供を受ける方向で調整中。

〈事案情報データの収録項目(例)(※1、2)〉

- ① 国民年金、厚生年金保険の別
- ② 受付委員会
- ③ 受付年月日
- ④ 処理年月日
- ⑤ 申立期間
- ⑥ 申立内容
- ⑦ あっせん文書

※1 申立内容やあっせん文書は、単に文章で収録されている。

※2 各項目はクロス集計できる状況になっていない。

(2) 調査で取得した関連資料

○ 引き続き、総務省において保管する予定。

(総務省において保管する理由)

- ・ 公文書管理法においても、行政文書(行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているもの)はその所掌である行政機関の長が保存することとされている。
- ・ 総務省においては、厚生労働省に年金記録の訂正手続が創設された後も、総務省設置法に基づき行政相談やこれを受けての「あっせん」を所掌事務として実施する。

○ 新たな訂正手続の適正な実施のために必要な場合には、個別の事案を特定して提供を受けることとなる。(※3)

※3 行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の提供であり、文書・資料の「受管」ではないことに留意。

(注) (1) 及び (2) について、第三者委員会が収集した個人情報の利用は、行政機関個人情報保護法第8条第2項により、「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で…個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には提供いただくことが可能であり、総務省ともその方向で検討中である。

3. 第三者委員会で培ったノウハウ等の引継ぎ

(1) ノウハウの引継ぎ

- 第三者委員会においては、事案の調査に当たって、直接的な資料に限らず、関連資料や周辺事情について幅広く、かつ、詳細な調査を行った上で記録訂正の要否を判断している。
- 新たな訂正手続においても、同様の調査を引き続き行っていく必要があり、訂正手続の処理開始当初は、まずは第三者委員会の方法及び手順と同様の形で調査を行い、今後更に知識・経験を蓄積する過程で適宜改善を図っていく。
- ※ 調査する対象や調査事項についても、基本方針等に規定することとしている。この基本方針等は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年総務大臣決定)に準じて策定する予定。
- また、地方厚生局に設ける民間有識者からなる合議体(地方年金記録訂正審議会(仮称))の委員の選定については、業務の継続性の観点から、現在の第三者委員会での委員経験がある方に就任していただくなど十分配慮していく。

(2) 第三者委員会の経験を生かした日本年金機構の対応

- 日本年金機構の資料収集や訂正処理等の対応については、基本的に新たな訂正手続においても同様の方法により行う。
- 総務省から、これまでの確認申立て手続の経験に照らし、①回復基準に基づいて訂正できる事案が第三者委員会に転送されるケースがある、②年金事務所における十分な資料収集を徹底すべき、などのご意見をいただいているところ。

○ 日本年金機構においては、拠点向けに新たな訂正手続の実施に係る移行時期の取扱いに関する説明会を実施したところであるが、さらに平成27年3月の施行に向けた説明会を同年1月頃に実施することとしており、この際、①年金事務所段階で記録の訂正が可能な事案については適切に対応すること、②年金事務所段階で収集すべき資料については適切に整えることをはじめ、円滑に手続ができるよう、徹底することとしている。

4. 訂正決定の公平性・透明性の確保

- 新たな訂正手続においては、地方厚生(支)局長は、訂正決定・不訂正決定を行う場合にあっては、地方厚生局に設ける民間有識者からなる合議体(地方年金記録訂正審議会(仮称))に諮問しなければならず(国年法第14条の4第3項、厚年法第28条の4第3項)、その答申に拘束されることとなっている。
 - その具体的運用(地方厚生(支)局長は、諮問に当たっては訂正(又は不訂正)決定案に
関係資料を添えること等)は基本方針等(具体的には、事務処理要領等)に位置づける予定
である。
 - また、地方年金記録訂正審議会(仮称)の訂正の可否の判断の基準についても基本方針
等に定めるとともに、その委員構成についても、現在の第三者委員会の構成と同様、弁護
士・社会保険労務士・税理士等の専門家による構成とする予定。
- ※ 基本方針等については、社会保険審議会の分科会で審議し、策定・公表する予定である。
この基本方針等は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平
成19年総務大臣決定)に準じて策定する予定。
- このように、地方年金記録訂正審議会(仮称)の審議結果に基づいて訂正決定がなされ、
公正性・透明性が確保される仕組みとなっているところであり、今後、その旨をPRしていく。

5. 年金記録の訂正手続(年金事務所段階・訂正請求)と社会保険審査官・会に対する不服申立ての関係

(年金記録の訂正手続)

- 新たな訂正手続の下では、現在の年金事務所段階での記録回復基準と同様に、訂正できる場合は年金事務所段階で記録の訂正ができることとし、年金事務所段階で訂正することができない場合には、地方厚生局に設ける民間有識者からなる合議体(地方年金記録訂正審議会(仮称))の審議に基づき厚生労働大臣が訂正決定を行うという2つのルートを予定。

(社会保険審査官・会に対する不服申立て)

- 一方、被保険者資格や年金給付等に係る厚生労働大臣の処分(※)に不服がある場合、原則として処分を知った日の翌日から60日以内に社会保険審査官への審査請求(さらに不服のある場合には、社会保険審査会への再審査請求)が可能である。

※処分(例)

国年法: 第三号被保険者の認定、保険料の免除承認

厚年法: 被保険者資格の確認、標準報酬の決定、裁定、保険料の賦課

(これらの違いや手続についてのPR)

- これら記録訂正等に係る申立てルートの違いや手続については、今後、日本年金機構HP やリーフレット等でのPRを行う。

(参考)年金記録の訂正手続(年金事務所段階・訂正請求)と社会保険審査官・会に対する不服申立ての関係

	年金事務所 段階での訂正	地方厚生(支)局への 訂正請求	社会保険審査官・会への 不服申立て
請求(不服申 立て)の対象	年金記録の誤り		被保険者資格や年金給付等に係る 厚生労働大臣の処分
請求(不服申 立て)可能期 間	なし		原則として処分を知った日の翌日か ら60日以内
受付窓口	日本年金機構(年金事務所) ※年金事務所段階で訂正可能なもの以外 は地方厚生(支)局に移送		地方厚生(支)局に置かれた社会保 険審査官
判断結果	年金事務所に おいて訂正	地方厚生(支)局長の訂正 (不訂正)決定	社会保険審査官の決定
判断結果に不 服がある場合	—	厚生労働大臣への 審査請求	社会保険審査会への再審査請求
司法手続との 関係	—	記録訂正(不訂正)決定が 出れば、上記審査請求を 経ずに司法手続をとること が可能	再審査請求に対する社会保険審査 会の裁決を経た後でなければ、訴訟 を提起できない。

※ 年金記録の訂正(不訂正)決定は行政処分であるのに対し、社会保険審査官・会への不服申立ては厚生労働大臣の行政処分に対する不服申立てであることに留意。